

横田基地対策に関する要望書

在日米軍への要望事項

平成22年10月

横田基地周辺市町基地対策連絡会

横田基地対策に関する要望書

横田基地の存在は、広域的都市活動や地域開発の阻害要因となるなど、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を与えています。

また、同基地は人口が密集した市街地に所在しており、周辺住民は一日中航空機騒音に悩まされ続け、日米合同委員会で合意された航空機騒音の軽減措置に関する取決めがあるにもかかわらず、同基地周辺の環境基準の達成状況は依然として厳しいものがあります。そのような状況の中で、平成12年まで行われていた米空母艦載機による飛行訓練が再び実施されれば、周辺住民の生活環境に多大な影響を与えます。

さらに、いつ発生するかわからない事故に不安な毎日を送っており、結果的に大きな惨事に至らなかったものの、これまで横田基地では輸送機による部品落下事故、ヘリコプターによるペットボトル落下事故・緊急着陸、大規模な火災及び燃料漏出事故等、本来あってはならない事故が度々発生しています。

そのため、一步間違えば人命にかかわる大事故にもなりかねず、事故に対する周辺住民の不安が高まっています。また、基地に対するテロ問題や諸外国との往来による新たな感染症の拡大懸念も、周辺住民に大きな不安を与えています。

このような状況の中で、同基地が所在する周辺市町は、昭和58年から「横田基地周辺市町基地対策連絡会」を組織し、基地の整理・縮小・返還等を含めた協議を行い、基地に起因する諸問題の解決に努めてきました。

また、在日米軍におきましては、これまで周辺住民の生活環境の整備や民生安定など様々な施策を講じていますが、周辺自治体との情報交換を含め、基地周辺への対策としては、いまだ十分とはいえない状況です。

さらに、日米地位協定とその運用については、平成7年9月に沖縄県で発生した米軍人による暴行事件、平成16年8月に沖縄県宜野湾市で発生したヘリコプター墜落事故等を受け一定の運用改善がなされているとはいえ、更なる見直しが求められています。

つまり、犯罪防止や安全運航の観点から、更なる規律の保持、教育の徹底、安全飛行の確保、点検整備の強化等の措置を講ずることはもちろん、先般の事件、事故を含め、基地に関する諸問題を解決するため、同協定の適切な見直しが必要です。

横田基地に関する問題は、基地の整理・縮小・返還を含め、多岐にわたりますが、特に横田基地における米空母艦載機の飛行訓練は、今後、一切実施しないよう強く要望します。

改めて、周辺住民がおかれている耐え難い実情を十分に理解し、横田基地対策に関する別記事項を速やかに実現されるよう強く要望します。

要 望 事 項

1 米空母艦載機の飛行訓練を全面的に中止するとともに、基地問題の解決のために基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講じること。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、航空機による騒音被害及び事故に対する不安等が住民生活に様々な影響を与えるとともに、地域のまちづくりの障害になっている。

特に、昼夜間にわたる米空母艦載機の飛行訓練がひとたび実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれる。

今後、横田基地における米空母艦載機の飛行訓練は全面的に中止するとともに、周辺住民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを推進するため、基地の整理・縮小・返還も含めた必要な措置を講じること。

2 騒音防止対策を推進すること。

(1) 周辺住民の騒音被害の軽減のため、昭和39年及び平成5年の日米合同委員会の合意事項を厳守し、さらに以下の項目については早急に対策を講じること。

(ア) 22時から6時までは、航空機の飛行等を行わないことを徹底するとともに、21時から22時まで及び6時から7時までの間も極力行わないこと。

(イ) 周辺地域に影響のある航空機のエンジンテスト及び運用訓練については、17時から7時までの間を行わないこと。

(ウ) 土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験の時期等の特別な日において、航空機の飛行、及びエンジンテスト等による騒音を発生させないように、飛行場の運用の見直しを行うこと。

(エ) 航空機による基地周辺上空での低空飛行を行わないこと。

(オ) 特に、土曜日、日曜日のセスナ機の低空飛行に関しては、周辺住民が静かな生活を送れるよう、飛行コース及び飛行時間の配慮並びに安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講ずること。

(カ) ヘリコプターによる飛行訓練については、米軍に提供されている基地の上空に限定して実施すること。

(キ) 航空機の点検等に伴い発生する騒音について、必要な防音措置をとること。

(ク) ヘリコプター特有の騒音の軽減策について検討を行うこと。

(2) 航空機の低騒音化技術の開発及び低騒音機の使用の促進を図ること。

(3) パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレータ等の使用に当たっては、設置場所をはじめ基地外に影響を与えないよう必要な措置を講じること。

(4) 消音装置を備えたエンジンテスト専用施設を整備し、飛来機も含めた航空機のエンジンテストは専用施設で実施すること。

3 航空機事故の再発を防止するとともに、基地運用に関し、安全確保を徹底し、万一事

故等が発生した場合は、速やかに情報提供すること。

平成20年6月のヘリコプターの緊急着陸、平成20年7月の輸送機による部品落下事故及びヘリコプターによるペットボトル落下事故並びに平成21年1月の国防財務会計事務所の火災等、あつてはならない事故等が近年だけでも度々発生しており、一歩間違えば大惨事になりかねない事態である。

そのため、今後、このような事故等が発生しないよう、下記について改善を図ること。

- (1) 事故等の原因究明を徹底して行うとともに、航空機の運用に携わる全ての者に対し徹底した指導や訓練等を行うなど、再発防止に万全の措置を講じること。
- (2) 万一、事故等の不測の事態が発生した際は、必要に応じて現場説明を行うことなどを含め、正確な情報を迅速かつ的確に提供すること。
特に、大規模災害等により周辺住民へ甚大な影響がある場合は、直ちに周辺自治体に連絡するための体制（ホットライン）を構築すること。
- (3) 基地の運営に当たっては、周辺住民に不安を与えることのないよう細心の配慮をし、安全確保を徹底すること。

4 新型インフルエンザ等の新興感染症が発生した際の適切な感染拡大防止措置及び迅速な情報提供を行うこと。

新型インフルエンザ等の新興感染症が発生した際は、感染拡大防止のため、適切かつ万全な予防措置を講じるとともに、具体的な措置状況を直ちに周辺自治体に連絡するための体制（ホットライン）を構築すること。

5 基地を抱える自治体へ適切な情報を提供すること。

航空機の飛行に関する情報をはじめ、基地を抱える自治体にとって有用な情報を適時、的確に提供すること。特に、以下の情報は基地対策に必要不可欠であり、詳細かつ積極的に収集し迅速に提供すること。

- (1) 航空機の離着陸回数等に関する統計資料
- (2) 米空母艦載機飛行訓練の実施予定及び訓練内容の報告
- (3) 訓練及び飛行等の実施に関する情報（パブリック・アドレス・システム及びグランド・バースト・シミュレータ等を使用した訓練に関する情報）
- (4) 基地に起因する事件及び事故等に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止等）
- (5) 基地内の施設整備計画及び変更に関する事前情報（目的、内容及び時期等）
- (6) 基地内の環境に関する情報及び環境対策への対応状況（周辺住民に影響を与えるバードコントロール、廃棄物等の種類・処理方法及び廃棄物処理施設・ボイラー施設等からの排煙等）

6 日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと。

日米地位協定とその運用について、以下の項目の適切な見直しを行い、改善を図ること。

- (1) 2条及び3条関係

米軍施設及び区域内への緊急車両等の立入手続きについては、できる限り簡素化に努めること。

(2) 3条関係

(ア) 施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のために、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の国内法を、施設及び区域へ適用する旨を明記し、法律等に基づく報告を行うこと。

また、周辺自治体職員が施設及び区域内への立入りを希望した場合には、速やかに応ずる旨を明記すること。

併せて、施設及び区域において排出されるガス、排煙等の調査の実施及び結果並びに改善の内容について公表すること。

(イ) 平成14年3月に基地内のごみ処理施設の改修工事が完了したが、毎年度の試験データの提供及び当該施設の実地調査を許可すること。

(ウ) 施設及び区域の運用に当たっては、周辺住民の安全確保を優先し、周辺住民への不安及び生活や農作物への被害等を与えることのないよう、細心の配慮をすること。

特に航空機の万全な整備点検の実施による、事故の未然防止及び危険物の輸送・管理並びに訓練時等の安全対策の徹底を明記すること。

(エ) 周辺住民の不安の解消を図るため、軍人等による交通事故や犯罪を防止するとともに、施設及び区域外における迷惑行為を行わないよう、更なる規律の保持及び教育の徹底等の措置を講じること。

(オ) 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む。）については、航空法第81条の最低安全高度の規定が適用されるよう明記すること。

(3) 9条関係

施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のため、人及び動植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

(4) 13条関係

合衆国軍隊の構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。

(5) 17条関係

日本側が第1次裁判権を有する時は、合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁及び取り調べについて、日本側が無条件に行えるよう明記すること。

(6) 18条関係

米軍人等の私有車両の任意保険(対人)への加入を義務づけることを明記すること。

(7) 23条関係

災害時における在日米軍との相互応援が実施できるよう明記すること。

(8) 25条関係

日米合同委員会の場で、施設及び区域の運用等に関して関係自治体の意向を聴取し、それを協議することを明記すること。併せて、日米合同委員会合意事項を速やかに公表することを明記すること。

(9) 横田飛行場における航空機騒音の軽減措置に関する日米合同委員会の合意関係

「横田飛行場における航空機騒音の軽減措置に関する日米合同委員会合意」を見直

し、下記事項を明記すること。

- (ア) 21時から7時までの間、土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日における航空機の飛行の禁止
- (イ) 17時から7時までの間、土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日における航空機のエンジンテストの禁止
- (ウ) 米空母艦載機による飛行訓練の全面的な中止

在日米軍司令部・第5空軍司令部

司令官 バートン M. フィールド 中将 殿

横田基地周辺市町基地対策連絡会構成市町長

立川市長 清水庄平

昭島市長 北川穰一

福生市長 加藤育男

武蔵村山市長 藤野 勝

羽村市長 並木 心

瑞穂町長 石塚 幸右衛門

幹事 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

米国大使館

ジョン・V・ルース 駐日大使 殿

横田基地周辺市町基地対策連絡会構成市町長

立川市長 清水庄平

昭島市長 北川穰一

福生市長 加藤育男

武蔵村山市長 藤野 勝

羽村市長 並木 心

瑞穂町長 石塚 幸右衛門

幹事 瑞穂町長 石塚 幸右衛門